

第 118 号議案

豊後大野市教育振興特別奨学金条例の制定について

豊後大野市教育振興特別奨学金条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 10 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

地域の将来を担う高い志を持つ次代の若者の育成等を図るため、大分県立三重総合高等学校に入学し、大学への進学を志す生徒のうち、学業成績、人物ともに特に優秀な生徒に対して奨学金を給付する制度を創設したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市教育振興特別奨学金条例

(目的)

第1条 この条例は、大分県立三重総合高等学校（以下「三重総合高校」という。）に入学し、大学への進学を志す生徒のうち、学業成績、人物ともに特に優秀な者に対して、市が予算の定めるところにより豊後大野市教育振興特別奨学金（以下「特別奨学金」という。）を給付する制度を創設することにより、地域の将来を担う高い志を持つ次代の若者を育成するとともに、市内における充実した教育環境の整備に資することを目的とする。

(特別奨学生の要件)

第2条 特別奨学金の給付を受けることができる者（以下「特別奨学生」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者として第7条の規定による特別奨学生として決定を受けた者とする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 三重総合高校の生徒であること。
- (3) 大学への進学の意志を有していること。
- (4) 学業成績、人物ともに特に優秀と認められる者であること。

(特別奨学金の額、給付期間等)

第3条 特別奨学金の額は、月額3万円とする。

2 特別奨学金の給付期間は、三重総合高校における正規の修学年限の範囲内とする。

3 特別奨学金は、毎年度6月、9月、12月及び翌年の3月を給付月とし、各給付月以前3か月分を特別奨学生の保護者等又は本人に給付する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(給付の一時休止及び廃止)

第4条 市長は、特別奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別奨学金の給付を一時休止し、又は廃止するものとする。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 疾病等のため卒業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績若しくは行状が不良となり、又は大学に進学する意志がなくなったと認められるとき。
- (4) 休学又は退学したとき。
- (5) 特別奨学金の給付を辞退したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特別奨学金の給付を一時休止し、又は廃止することを適当と認めるとき。

(豊後大野市特別奨学生選考委員会)

第5条 特別奨学生の選考等に関する事項を所掌させるため、豊後大野市特別奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別奨学生の申請)

第6条 特別奨学生を志願する者（豊後大野市立中学校の3年生である者に限る。次条において「志願者」という。）は、規則で定める申請書に在学する中学校の校長の推薦書その他必要書類を添付し、規則で定める日までに市長に提出しなければならない。

（特別奨学生の決定）

第7条 特別奨学生は、志願者のうちから、選考委員会の選考を経て市長が決定する。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 特別奨学金の給付等に関し必要な規則の制定、特別奨学生の申請、選考、決定その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。